奇居町

勤労者住宅資金貸付のご案内



寄居町産業振興企業誘致課

1. 申し込みできる方

- (1) 町内に居住しているか、又は居住しようとする方。
- (2) 同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方。
- (3)年齢が20歳以上55歳以下の方。
- (4) 返済しながら生活に支障のない方。
- (5) 町税を完納していること。

2. 資 金 の用 途

利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)宅地購入・借地買取の資金に限ります。

3.融資の条件

令和7年10月1日現在

融資金額	1,000万円以内(無担保は、500万円以内)
融資利率	変動金利 2.265% (無担保は、1.500% 固定金利) ※新規適用金利は金利情勢により変更となる場合がございます。 変更となった場合、実際のご融資金利はお申込時点ではなく、お借入時点の金利が適用となります。
融資期間	25年以内(無担保は、10年以内)
融資方法	元利均等月賦返済およびボーナス併用返済
担保	資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1 位順位の抵当権を設定。ただし、住宅金融支援機構 等の公的機関との併用の場合は第2順位以下でも可。 (住宅金融支援機構フラット35取扱いたします。)
保 証	保証協会(一般社団法人 日本労働者信用基金協会)保証となります。 ※金利とは別に下記の保証料が必要となります。 ・ 有担保 0.24%(月次後払い方式) ・ 無担保 0.73%(一括前払方式)

手 数 料

取扱金融機関所定の手数料が必要となります。

4. 申 し込 み方 法

提出書類	1. 寄居町勤労者住宅資金利用申込書
	2. 源泉徴収票(給与証明書)
	3. 町税等に関して滞納のないことを証明できる書類
受付時期	令和7年度 随時受付中
受付時間	月曜日 ~ 金曜日 午前8時30分~午後5時
	(祝祭日を除く)
受付場所	寄居町産業振興企業誘致課
問合せ先	TEL 581-2121

[※]申込み者が多数の場合、抽選になることもあります。

5. 借り入れ手続き

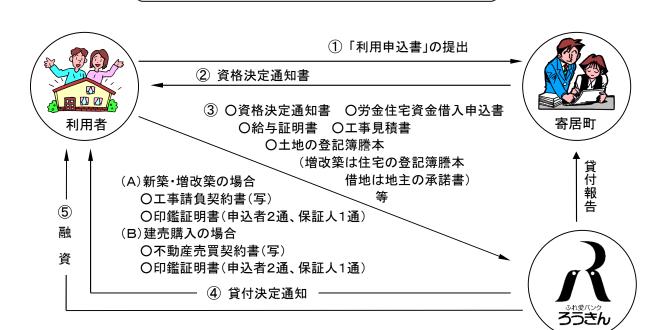
- (1) 町に利用申し込みをする。(本人または、家族の方に限ります。)
- (2) 町は貸付資格の適否を審査し、資格決定を通知する。
- (3) 町より通知を受けてから3ヶ月以内に中央労働金庫熊谷支店へ行き 所定の手続きをする。
 - ※労働金庫での審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。

6. 融資取扱金融機関

R 中央労働金庫



お申込み手続き



住宅金融支援機構フラット35 等の 併用利用も可能です。

低利で おトクです ご融資金利は大変低利でおトクです。(変動金利型) 有担保ローンは上限金利5.0%までの制限があり、安心です。

ご融資額もワイドです

ご融資額は、1,000万円以内(有担保の場合)、しかも、使い道も住宅新築・購入・中古住宅・マンション購入・増改築・宅地購入とワイドです。

生命共済つきで安心です

ご融資額まで、団体信用生命保険つきです。 万一のときにも安心です。

✓一部繰り上げ返済自由自在✓手数料は不要

返済は、最長25年(ご融資額によって異なります)とラクラク返済。しかも、 余裕のある時は、いつでも一部繰り上げ返済ができます。もちろん手数料はかか りません。返済期間も短くなり、大変おトクです。

※全額繰上げ返済は、手数料が必要となる場合があります。

保証協会保証とな ります

担保は、不動産(土地・建物)、保証人は保証協会となります。